

「青森ユニノウ」ロゴ使用要領

（目的）

第1条 「青森県ユニバーサル農業」の推進に当たり、ユニバーサル農業を広く普及することなどを目的として、青森県がロゴを作成し、その使用管理の適正を確保するため、ロゴの使用等に関して必要な事項を定める。

（ロゴの図柄等）

第2条 本要領の適用となるロゴは、別記のとおりとする。

（使用方法及び禁止行為）

第3条 ロゴを使用するときは、次の各号に掲げる方法を遵守しなければならない。

- （1）使用は、原則としてユニバーサル農業の普及・啓発活動での使用に限る。普及啓発活動とは、名刺、カタログやホームページ、展示会、売場でのPOPやのぼり等による掲示のことを指す。
- （2）ロゴの具体的な使用方法等については、この要領に定めるもののほか、別添「青森ユニノウ ロゴ使用マニュアル」のとおりとする。

2 以下の場合の使用は禁ずる。

- （1）募金活動と結びつけて使用する場合
- （2）販売等を目的とした商品等への付与等、商用利用を行う場合
- （3）特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
- （4）自己又は自己の商品等のロゴ、商標又は意匠として使用する場合若しくは誤認されるおそれのある場合
- （5）青森県のイメージや品位をおとしめるおそれのある場合
- （6）法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- （7）その他、ロゴの目的から逸脱し、使用が不適切と思われる場合

（使用料）

第4条 ロゴの使用料は、無料とする。ただし、ロゴの表示に要する経費は、使用者の負担とする。

（使用状況の届出等）

第5条 ロゴの使用にあたり、県への届出は不要とする。

(権利)

第6条 ロゴに関する一切の権利は、県に帰属する。

(事務の所掌)

第7条 この要領に関する事務は、県農林水産部構造政策課において所掌する。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、構造政策課長が決定するものとする。

附 則

この要領は、令和7年7月29日から施行する。

別記（第 2 条関係）



青森ユニノウ ロゴ

使用マニュアル



青森ユニノウ ロゴ 使用マニュアル

文字の認識が可能な限り、拡大・縮小を行って使用できます。
色や形、文字のバランスを勝手に変更しないでください。

